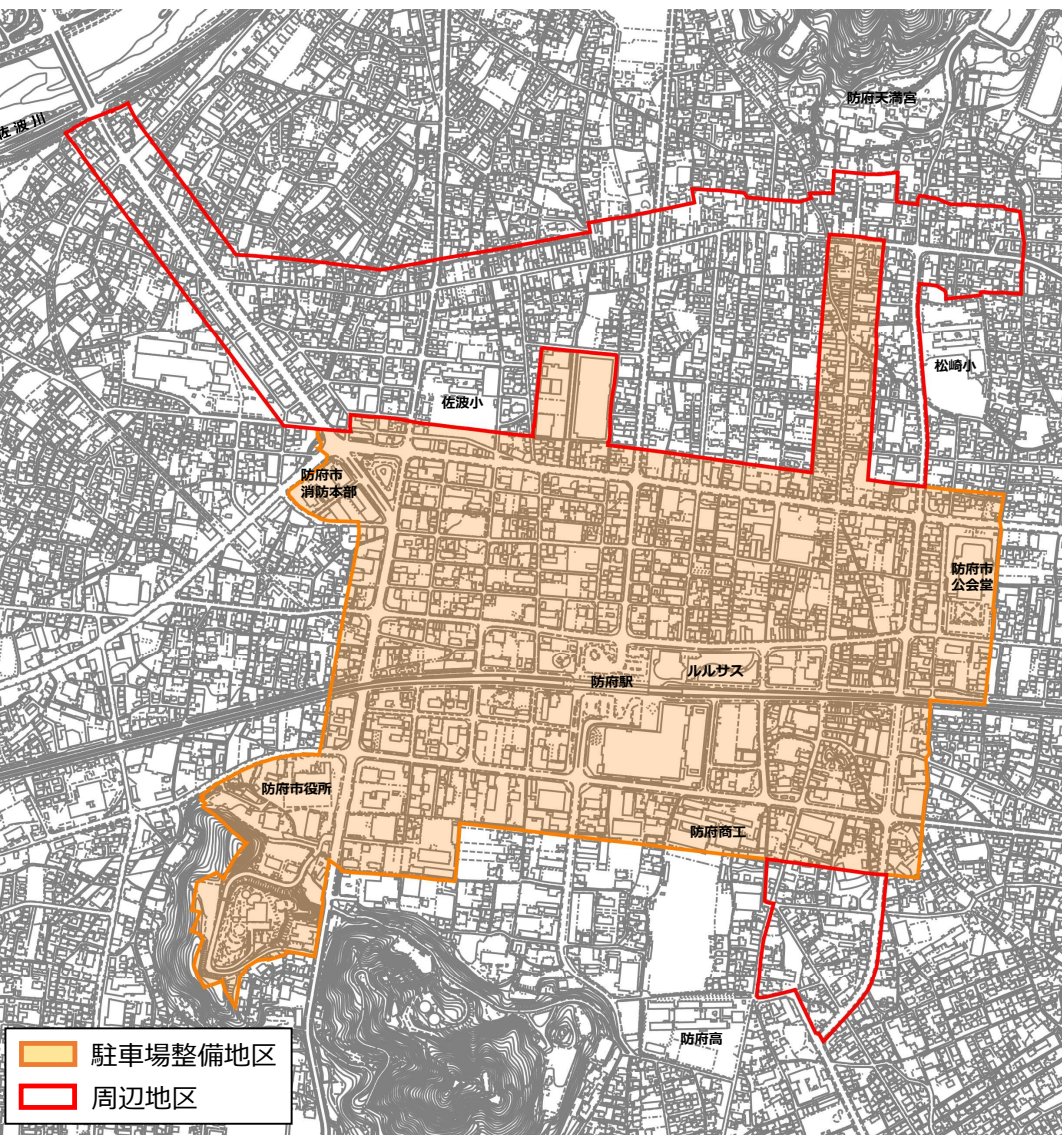


# 防府市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について

## 附置義務対象となる地区

附置義務条例適用地区 = 駐車場整備地区 + 周辺地区



附置義務条例適用地区における駐車施設設置基準

地区	建築物用途	延べ床面積	駐車施設台数
駐車場整備地区	特定用途（共同住宅を除く）	1,000㎡以上	150㎡に1台
	非特定用途及び共同住宅	2,000㎡以上	300㎡に1台
周辺地区	特定用途（共同住宅を除く）	2,000㎡以上	150㎡に1台

## 防府市建築物における駐車施設の附置等に関する条例一部改正（R8.4.1～）

**特定用途**

①事務所、百貨店その他の店舗等の**特定用途**又は、特定用途・非特定用途が混合で、**1,000㎡以上**の場合（周辺地区は**2,000㎡以上**）

駐車施設台数 延床150㎡に1台以上

病院 ホテル 百貨店 Shopping Mall

**非特定用途**

②共同住宅、専門学校、福祉施設などの非特定用途で、①特定用途以外の用途に供する建築物 **2,000㎡以上**の場合

駐車施設台数 延床300㎡に1台以上

共同住宅（マンション、アパート等） 専門学校 School

その他特定用途以外の用途に供する建築物

現行

R8.4.1～

➡

改正

**特定用途**

①事務所、百貨店、**共同住宅**、その他の店舗等の**特定用途**又は、特定用途・非特定用途が混合で、**1,000㎡以上**の場合（周辺地区は**2,000㎡以上**）

駐車施設台数 延床150㎡に1台以上

病院 ホテル 百貨店 Shopping Mall

**非特定用途**

②専門学校、福祉施設などの非特定用途で、①特定用途以外の用途に供する建築物 **2,000㎡以上**の場合

駐車施設台数 延床300㎡に1台以上

**共同住宅（マンション、アパート等）** 専門学校 School

その他特定用途以外の用途に供する建築物

R8.4.1～

R8.4.1～

➡

条例改正

**特定用途**

①事務所、百貨店その他の店舗等の**特定用途（共同住宅を除く）**又は、特定用途・非特定用途が混合で、**1,000㎡以上**の場合（周辺地区は**2,000㎡以上**）

駐車施設台数 延床150㎡に1台以上

病院 ホテル 百貨店 Shopping Mall

**非特定用途**

②専門学校、福祉施設などの非特定用途**及び共同住宅**で、①特定用途以外の用途に供する建築物 **2,000㎡以上**の場合

駐車施設台数 延床300㎡に1台以上

**共同住宅（マンション、アパート等）** 専門学校 School

その他特定用途以外の用途に供する建築物

現行どおり共同住宅は、非特定用途として取り扱う

現行を維持する条例改正